

あいち海上の森センターの管理運営についての検討状況について

○行政改革の推進にむけた外部有識者による公開ヒアリング（H27.10.28）結果

- ①センター設置から10年間の成果と課題を踏まえ、改めて今後のコンセプトを明確化し、必要に応じて見直し、充実も検討すべき。
 - ②海上の森に限定した取り組みではなく、モデル的な拠点として、人材育成などその効果を県全域に幅広く波及させるような取り組みも検討すべき。
 - ③海上の森条例の趣旨に沿った形で、協働の促進に資するならば、県営に固執せず、指定管理者制度の導入も含めて検討すべき。
- との意見が出され、再検討することとなった。

1 あいち海上の森センター（以下、センター）の管理運営の考え方について

- ・愛知万博開催前から、海上の森の保全・活用のあり方について、県が中心となり関係者と調整を行ってきた。
その結果、**条例を制定**し、万博の理念を風化させることなく、海上の森を愛知万博記念の森として、**県と県民等の協働により、将来にわたって、保全・活用に取組むこと等を県の責務として位置づける**とともに、その拠点としてセンターを設置した。

2 指定管理者制度とは

- ・この制度は、平成15年から始まり、多様化する住民ニーズに、より**効果的、効率的**に対応するため、**公の施設の管理を民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図る**ことを目的としている。
具体的には、公園、体育館、運動場、その他宿泊施設等が挙げられる。

3 平成28年3月30日付け海上の森運営協議会（芹沢座長名）意見書の概要

- ア 万博理念である「人と自然の共生」を里山という場を通して具体化させるため、県自らが先頭に立って維持発展させることが県の重要な責務
- イ 里山の保全と活用のあり方は、十分な方策が確立されておらず、長期的な視点を持つことが不可欠であり、将来を見通した県の管理運営のもとで、ノウハウの蓄積が必要
- ウ 「県と県民等との協働」による活動をモデルケースとするために課題の洗い出しと克服する工夫を重ねている段階であり、片方の当事者である県が直接的に関わることが必要

- エ NPO法人海上の森の会が指定管理者となるには荷が重い。
以上により、指定管理者制度を導入することは事実上困難である。

4 指定管理者制度の導入に関する県総務課の主な意見

- ・直営でやるしかない理由として、①受け手がないことと②理念的なことという印象を受けるが、指定管理が本当にやれないのかという疑問が解けない。理念を条件にすれば指定管理でできるのではないか。
- ・県がやっている役割を協働組織などにやってもらうなど県の役割を縮小していくべきではないか。指定管理者とした場合、センターに残る業務は何か。
- ・NPO又は民間会社が指定管理者となっている公の施設もある。
- ・指定管理すれば、サービス向上、経費の削減、契約の包括化等で効果は出るはず。
- ・現地に県職員が常駐する必要はないのではないか。

5 想定される主な論点

海上の森を里山の保全と活用のモデル的な拠点とする必要がある。

- 人材育成（何をどのような人材か、いつまでに何人なぜ必要なのか、これまでの成果は何か、育成した人材の活用方法は何か）
- 里山の保全と活用のノウハウの確立（これまでの蓄積、課題や克服する工夫は何か、今後の予定は何か、これまでの成果は何か、波及成果は何か）
- 人材育成や里山の保全と活用のノウハウの確立に必要な県の関与の形態（直営である必要性は何か、県職員が常駐する必要性は何か）

<参考> センターの業務体系

区分	主な業務内容
[海上の森の保全] 海上の森の 将来にわたる保全	○自然環境調査 ○森林・農地の整備
[海上の森の活用] 森林や里山の学習と交流 の拠点づくり	○森林や里山の展示・情報を学習・発信できる施設 ○体験学習の実施 ○森林・里山整備のための人材育成
[センターの管理運営] 施設の整備と運営	○本館、遊歩施設、里山サテライト等の活用・管理 ○運営協議会の設置
協働と連携	○県民参加組織（NPO 法人海上の森の会等） ○小中高等学校・大学、企業、地域等との連携
計画の進行管理	○PDCAサイクルによる進行管理 ○取組の実施状況の周知・情報発信

I 指定管理者制度の概要及び期待される効果等

(「平成25年4月龍ヶ崎市指定管理者による公共施設の管理運営について」より抜粋)

1 指定管理者制度の概要

従前の管理委託制度は、受託主体が公共団体、公共的団体又は地方公共団体が出資した団体に限定されていたこと、しかも、受託範囲が管理の事務及び業務に限られ、受託者の裁量・判断が働きづらいという特徴があった。

こうした欠点の解消を目的に創設されたのが本制度である。このため、受託主体は、個人を除き、NPOを含む民間事業者や法人格を有しない団体(以下「民間事業者等」という。)に拡大された。さらに、施設の管理権限を民間事業者等に付与することで、民間事業者等のノウハウや創意工夫が生かされたサービス向上及びコスト削減が期待されることとなった。

2 期待される効果等

本制度を適用した場合の主なメリット及びデメリットは、次のとおりである。

① メリット

ア 民間事業者等のノウハウや創意工夫を活用することで、利用者に対するサービスの向上が期待できる。

イ 施設の管理に期間を定め、PDCAサイクルを明確にすることで、サービスの改善に生かすことができる。

ウ 指定管理者の選定手続きを公募とすることで競争原理が作用し、また、民簡事業者等の経営ノウハウによる管理コストの削減も期待できる。

② デメリット

ア 短期間で指定管理者が交代した場合、ノウハウの蓄積を妨げるおそれがある。

イ コスト削減のみに着目した過度の管理コストの削減が行われた場合、サービスの低下や指定管理者の下で働く者の労働環境の悪化を招くおそれがある。

II 指定管理者制度事例

別添1…社会教育施設における指定管理者制度の利用について

III 参考資料

別添2…博物館における指定管理者制度の活用方法

公開ヒアリングの結果

- センター設置から10年間の成果と課題を踏まえ、改めて今後のコンセプトを明確化し、必要に応じて見直し、充実も検討すべき。
- 海上の森に限定した取組ではなく、モデル的な拠点として、人材育成などその効果を県全域に幅広く波及させるような取組も検討すべき。
- 運営手法は手段。海上の森条例の趣旨に沿った形で、協働の促進に資するならば、県直営に固執せず、指定管理者制度の導入も含めて検討すべき。

平成27年10月29日(木) 中日新聞(朝刊) 県内版 24面

中

(第3種郵便物認可)

産業科学技術センター 海上の森センター

「県改革方針再検討を」

県の行政改革について有識者の意見を聞く公聴会が二十八日から二日間の日程で、名古屋市中区の県三の丸庁舎で始まった。「あいち産業科学技術総合センター」(本部・豊田市八草町)と「あいち海上の森センター」(瀬戸市)に関して、県の改革方針は具体性を欠くなどの理由で「再検討が必要」と判定された。

地元企業の技術支援を担う「あいち産業科学技術総合センター」で議論されたのは、それぞれ二拠点ずつある下部機関の「産業技術センター」(瀬戸市、常滑市)と「繊維技術センター」(一宮市、蒲郡市)。県は全拠点の

の存続を前提に「技術相談や指導業務は各拠点に必要だが、研究開発は再編、集約を図る」と説明した。

質問者からは「なぜ全拠点の存続が前提なのか」と疑問が相次ぎ、六人のうち四人が再検討を求めた。

海上の森センターは「既に清掃や警備など多くの業務で民間委託を進めており、引き続き効率的な運営に努める」との県の方針に対し、「指定管理者制度の導入も検討するべきだ」などと注文が付き、質問者八人全員が再検討が必要とした。

二十九日は「県立高校施設の老朽化対策など」「職員福利厚生

信サイト「Ustream」でも中継される。

公聴会は二〇一一年度から毎年開催。本年度は企業経営者や大学教授ら有識者が質問者として、県が選んだ六項目の改革方針が妥当かどうかを判定する。

(赤川肇)

<参考>

- 平成26年12月 「しなやか県庁創造プラン(愛知県第六次行革大綱)」策定(平成27年度から平成31年度の5年間)
- ※個別取組事項の一つとして「あいち海上の森センターの機能・役割の検討」と記載
- 平成27年10月 第六次行革に基づく取組として「公開ヒアリング」実施
- 平成28年度以降 公開ヒアリングの結果も含め、取組内容のフォローアップとして、毎年総務課のヒアリングを受けている。

平成28年3月28日

愛知県農林水産部農林基盤局長 殿

海上の森運営協議会

座長 芹沢 俊介

あいち海上の森センター（公の施設）の管理運営のあり方に対する
海上の森運営協議会としての意見

事務局から提案のありました、あいち海上の森センター（以下センターという）の管理運営のあり方について、3月23日に開催した海上の森運営協議会で協議しました。海上の森運営協議会としては下記の理由により、県の直営による管理運営が維持されるよう強く要望します。

記

- 1 センターは、「自然の叡智」をメインテーマとして開催された2005年国際博覧会の理念である「人と自然の共生」を里山という場を通して具体化させることを目的として、「あいち海上の森条例」に基づき設置された機関です。「人と自然の共生」がますます重要になっている今日、センターを県自らが先頭に立って維持し発展させることは、県の重要な責務であると考えます。
- 2 センターは、直接的には海上の森の保全と活用を担当する機関ですが、その活動は県全体のモデルケースとしての意義を持っています。里山の保全と活用のあり方は近年特に注目されるようになった課題で、十分な方策が確立されておらず、また、期限を区切るような取組ではなく、長期的な視点を持つことが不可欠であるので、将来を見通した県の管理運営のもとで、ノウハウの蓄積を行う必要があります。
- 3 現在まで行われている「県と県民等との協働」による活動も、今後このような協働を各地に広げていくためのモデルケースとして、課題の洗い出しと克服を目指して、様々な工夫を重ねているものです。よりよい協働関係を築く方策を確立するためには、片方の当事者として、県が今後とも直接的に関わっていく必要があります。
- 4 仮に指定管理者制を導入する場合、指定管理者は、センターの性格からして、NPO 法人海上の森の会しか考えられません。海上の森の会所属委員に個人としての意見を伺ったところ、会自体が指定管理者となるのは荷が重く、引き続き県との協働を続けていきたいとの意向が示されました。

この意見は十分理解できるところであり、従って、指定管理者制度を導入することは事実上困難であります。